

高知市ネーミングライツパートナー選定（施設特定型）に係る審査基準

高知市ネーミングライツパートナー募集要項（以下「募集要項」という。）において、ネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）の優先交渉権者の選定にあたり、以下の基準により審査を行うものとする。

1 優先交渉権者の選定手順

（１）財産政策課（事務局）による応募資格等審査

財産政策課（事務局）は、応募資格等の審査を行う。

（２）ネーミングライツパートナー選定委員会による審査

ネーミングライツパートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、上記（１）の結果について確認する。また、提案内容を基に審査項目別審査を行い、優先交渉権者を選定する。

2 審査方法等

（１）応募資格等審査

申込書等の提出書類に基づき、全ての応募者を対象に以下のとおり応募資格等の審査を行うこととし、必要に応じて関係者へのヒアリングを実施する。

- ① 募集要項「3 応募資格」に定める応募資格を満たしていることの確認を行う。
- ② 提案された愛称について、募集要項「2（４）命名に伴う留意事項」の要件を満たしていることの確認を行う。
- ③ 審査の結果、①及び②の要件を全て満たしていると判断した場合は、審査項目別審査を行う。

（２）審査項目別審査

応募資格等審査の結果、要件を全て満たしていると判断した応募者を対象に審査項目別審査を行う。

① 審査委員

高知市ネーミングライツパートナー選定委員会設置要綱第3条に規定する同要綱別表に定める者とする。

② 審査項目等

審査委員が審査する審査項目、審査内容及び配点は、別表1のとおりとする。

③ 採点方法

採点方法は、別表2のとおりとする。

④ 採点手順

審査委員は募集対象施設等の応募者ごとに審査項目の採点を行う。

⑤ 審査結果

審査委員の採点を合算し、応募者の中から最も高い合計得点の応募者を優先交渉権者として選定する。

合計得点が同点であった場合は、「ネーミングライツ料」、「愛称」の順に各審査項目の合計得点が高い応募者を優先交渉権者として選定する。

なお、以下の留意事項に該当する場合は優先交渉権者として選定しない。

【留意事項】

- ・応募金額が最低希望金額を大幅に下回っており、ネーミングライツの実施効果が認められないと選定委員会で判断した場合
- ・審査項目「愛称」において、愛称として不適切であり、市民に受け入れられないと選定委員会で判断した場合

3 失格条件

- (1) 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかになったとき。
- (2) 応募様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 申込書等の提出期間に所定の書類が提出されなかったとき。
- (5) その他不正な行為があったとき。

別表1：審査項目及び審査内容（募集要項5（2）のとおり）

No.	審査項目	審査内容	配点
1	愛称	・ 市民にとっての親しみやすさ、呼びやすさ等 ・ 施設等の設置目的や性格との整合性	20
2	ネーミングライツ料	・ 応募金額及び金額の妥当性	40
3	付帯提案	・ 当該施設等の維持管理、環境美化につながる提案	10
4	応募の趣旨	・ 応募の趣旨や目的 ・ 魅力向上等に関する市への提案	10
5	経営の安定性	・ 経営の状況、安定性 ・ ネーミングライツ料の支払能力	5
6	社会貢献	・ 社会貢献や地域活動の理念 ・ 活動実績	10
7	地域性	・ 高知市内に主たる本社又は本店、支社、支店、営業所等を有しているか。	5
合 計			100

別表2：採点方法

No.	審査項目	審査のポイント
1	愛称	<ul style="list-style-type: none"> ・市民にとって親しみやすさ、呼びやすいものであるか。 ・施設等の設置目的や性格に整合しているか。 <p><u>※愛称として不適切であり、市民に受け入れられないと考えられる場合は一律「0点」とする。審査委員のうち1名でも「0点」の採点があり、かつ応募者の中で最も高い合計得点となっている場合は選定委員会で個別協議の上、優先交渉権者への選定可否の判断を行うものとする。</u></p>
2	ネーミングライツ料	<ul style="list-style-type: none"> ・得点については下記により算出（小数点以下第1位を四捨五入して算出）。 <p>【算出式】 40点×応募金額／最高応募金額＝得点</p> <p>※全ての応募金額が最低希望金額未満の場合、最高応募金額は最低希望金額を適用する。</p> <p>※1. 愛称の審査項目において、優先交渉権者として選定しないと判断した応募者の応募金額は算定から除外する。</p> <p><u><参考例ア：応募者が複数で最高応募金額が最低希望金額以上の場合></u> A者：応募金額 500 万円（応募者中、最高金額）⇒得点 40 点 B者：応募金額 300 万円 40点×300万円／500万円⇒得点 24点</p> <p><u><参考例イ：応募者が1者のみで応募金額が最低希望金額未満の場合></u> 最低希望金額 500 万円、応募金額 400 万円 40点×400万円／500万円⇒得点 32点</p> <p><u><参考例ウ：応募者が複数で応募金額が全て最低希望金額未満の場合></u> 各応募者の得点を参考例イと同様に計算</p>
3	付帯提案	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の維持管理、環境美化等につながる提案であるか。
4	応募の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・応募趣旨や目的は適切と判断できるか。 ・魅力向上等につながる市への提案があるか。
5	経営の安定性	<ul style="list-style-type: none"> ・決算報告書等から健全な財務状況であるか。 ・契約期間中の支払能力を有しているか。
6	社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・社会貢献や地域活動等の理念が明確であるか。 ・活動実績は十分にあるか。
7	地域性	<ul style="list-style-type: none"> ・応募時点で高知市内に本社又は本店を有するか。 ・応募時点で高知市内に支社、支店、営業所等を有するか。